

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年5月25日）及び資格取得日（昭和42年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和40年5月から同年7月までは1万2,000円、同年8月から41年12月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月25日から42年1月1日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について加入記録は無いとの回答を得た。

A社には学校を卒業してすぐに勤め始め、途中で辞めることなく継続して勤務した。保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和39年2月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40年5月25日に資格を喪失後、42年1月1日に同社において資格を再取得しており、40年5月から41年12月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人はA社には住み込みで働き、加工や配送の仕事をしており、待遇や仕事の内容に変化は無かったと供述しているところ、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が有る経理担当者は、「申立人は私よりも早く入社して住み込みで勤務しており、私が勤務していた間は途中で辞めたということはない。A社は従業員数が10人程度の家族でやっていたような会社であり、働いていた人で給料から厚生年金保険料を引くのをやめたような記憶は無

い。」と供述している。

また、上記の経理担当者を含め、申立人と同時期に勤務していた同僚の記録には不自然な空白期間は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の者の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和40年5月から同年7月までは1万2,000円、同年8月から41年12月までは2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年5月から41年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A事業所（現在は、B社C支社）に勤務し、D共済組合（現在は、E共済組合）の組合員であったことが認められることから、申立人のD共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和44年12月1日に、資格喪失日に係る記録を45年9月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万2,724円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月1日から45年9月1日まで

A事業所に昭和44年4月から45年8月まで勤務していたが、年金事務所に照会したところ、44年12月以降の厚生年金保険の記録が無いとの回答を得た。

退職した昭和45年8月は、大阪万博閉幕の直前であったのでよく覚えており、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する履歴書から、申立人は、昭和44年12月1日から45年8月31日まで準職員及び職員としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和44年12月1日に資格を喪失しているが、上記の履歴書では、同日に臨時雇用員から準職員に命ぜられていることが確認できる上、E共済組合は、「準職員は、当初、厚生年金保険の対象であったが、昭和40年11月16日から共済組合員となった。」と回答していることから、申立人が申立期間においてD共済組合の組合員であったことが認められる。

さらに、D共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定によ

り厚生年金保険の被保険者であった期間にみなされることから、申立人のD共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和44年12月1日に、資格喪失日に係る記録を45年9月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所の履歴書に記載のある俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定から判断すると、12万2,724円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、B社に勤務していたが、それまでと同じ条件で雇用されるという話があり、同じグループ会社であるA社に転籍した。

この間、継続的に業務に従事しており、一旦退職した覚えも無い。

申立期間について、当時の給与明細書を保管しており、厚生年金保険料が継続して控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（平成9年11月1日にB社から合併先のA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主

が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 9 月から 25 年 10 月 1 日まで
② 昭和 26 年 11 月から 29 年 3 月まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①については、A社（現在は、B社）C支店D支部に臨時の事務員として勤務し、申立期間②については、E社F支店に臨時職員として勤務していた。

厚生年金保険に加入していたと思うので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は当時の上司及び同僚二人の名前を挙げているが、一人は連絡先不明、一人は既に死亡しており、当時の状況を確認できない上、A社C支店において、申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている者が84人確認できるところ、そのうち連絡先が判明した4人に照会し、3人から回答を得られたものの、申立人の勤務実態は確認できない。

また、B社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、E社が保管する「被保険者名簿」によると、「被保険者番号 393、資格取得年月日 28. 4. 1、資格喪失年月日 29. 4. 1（退職）」と記録されていることから、申立人は、昭和 28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までの期間、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、E社は当該被保険者名簿の使用目的については不明であると回答しているところ、同名簿には上記の被保険者番号欄のほか、厚生年金記号番号の記載欄が確認できることから、健康保険及び厚生年金保険の被保険者記録を管理していたものと考えられるが、同名簿に申立人の厚生年金記号番号は記載されていない。

また、E社には、前述の被保険者名簿以外に人事記録等の資料は保管されていないことから、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料控除については確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務し、雇用形態が同じであったとする同僚は、「私もG課に臨時職員として勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 1 日から 43 年 5 月 30 日まで
② 昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 3 月 30 日まで
③ 昭和 53 年 5 月 1 日から 56 年 8 月 30 日まで
④ 昭和 57 年 7 月 1 日から 59 年 6 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B事業所に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③及びD事業所に勤務していた申立期間④について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

いずれもE職として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における雇用保険の加入記録が確認できないほか、同社は既に解散しているため、関連会社のF社に照会したところ、「A社はグループ会社だった。当時の決算書類等は保存しているが、厚生年金保険の加入や従業員の入退社が分かる資料は無い。」との回答を得ており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社は昭和 44 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間においては適用事業所ではないほか、申立人が、事業主だったとして名前を挙げた者は、申立期間当時、グループ会社であるG社において厚生年金保険の被保険者記録が有るほか、申立人が名前を挙げた複数の同僚も、申立期間の2年以上後にA社H支社において被保険者記録が有るものの、

申立期間においては被保険者記録が無い上、当該同僚はいずれも所在不明であり、申立期間当時の状況等について確認することができない。

さらに、申立期間にG社において被保険者記録が有り、その後、A社においても被保険者記録が有る、グループ各社で経理を担当したと供述する者は、「多い時には1,000人以上の社員がおり、在職していても厚生年金保険に加入していない者もいた可能性は高い。」と供述していることから、A社は、勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が保管していた名刺に記載されている店名及び記憶していた事業主氏名から、申立事業所がI社であることが判明したものの、雇用保険の加入記録は確認できず、申立人の申立期間における勤務状況について確認することができない。

また、I社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったほか、事業主は申立期間においては厚生年金保険の被保険者記録が無いところ、当該事業主は、「申立人が勤務していたという記憶はあるが、株式会社といえども小さな店だったため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。当時の書類も残っていない。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚についても、氏名からは、生存及び所在を特定することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、複数の同僚の供述から、申立人がC社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間及び厚生年金保険料控除の状況については確認することができない。

また、申立人のC社における雇用保険の加入記録は平成11年4月1日から13年10月31日までであり、厚生年金保険の被保険者記録と一致しているものの、申立期間については雇用保険の加入記録が確認できない。

さらに、C社は既に解散しているため、元事業主に照会したところ、「当時、厚生年金保険は希望者のみを加入させていた。」との回答を得たほか、同社において厚生年金保険の被保険者記録が有る同僚等に照会したところ、当時の事務担当者は、「厚生年金保険は希望者しか加入させていない。自分も、勤務期間よりも厚生年金保険の加入期間の方が短かった。」と供述し、他の同僚も、「最初の1年は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答していることから、申立期間において、同社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、事業主の親族及び同僚の供述から、申立人がD事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間及び厚生年金保険料控除の状況については確認することができない。

また、「D事業所」の名称で厚生年金保険の適用事業所が見当たらないほか、事業主及び事業主の父親は、いずれも申立期間においては厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、厚生年金保険の被保険者記録が無い上、「D事業所には2年ほど働いたが、厚生年金保険の加入や保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と回答しているほか、事業主の母親は、「申立期間当時は親子でJ業とK業を経営していたが、厚生年金保険がどのようになっていたかは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。